

「財政状況一覧表関連」

* 形式収支、実質収支（1～3表←一覧表の各表に対応）

形式収支は、歳入歳出決算総額から歳出決算総額を差し引いた額をいい、実質収支は形式収支からさらに翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額をいいます。

正確な意味での黒字または赤字の額を見るためには、翌年度に繰り越される額が含まれる形式収支ではなく、繰り越して使われる額を差し引いた実質収支が適しており、市町村の本当の財政収支はこれによって表されます。

* 地方債現在高（1～3表）

地方債とは、年度を越える自治体の借金です。地方在高とは、これまで発行してきた地方債の累積額を表しており、これによって、自治体が今どれくらい未返済の借金が残っているかが分かります。

* 繰入金（1～2表）

地方公共団体の一般会計、特別会計、基金等の会計における現金の移動のことをいいます。例えば、特別会計設置の目的とされている事業の遂行に必要な財源に不足が生じる場合には、必要により一般会計から資金の繰入を行って財源補てんをしなければならない場合があります。

* 不良債務（2～3表）

貸借対照表の流動負債の額が流動資産を上回ることを「不良債務」といいます。不良債務は、その企業の資金繰りの状況を把握するためのもので、これが発生していることは資金不足が生じていることを示しています。

* 経常損益（4表）

営業収益及び営業外収益から、営業費用及び営業外費用を控除したものです。これで、本業以外の損益も含めた経営活動による儲けが黒字か赤字かが分かります。

* 債務保証（4表）

土地開発公社が金融機関等から受ける融資に対し、債務が履行されない場合、地方公共団体が返済等の代位弁済を定めた契約を締結することです。

* 損失補償（4表）

第三セクター（商法法人、民法法人）が金融機関から融資を受ける場合に、その信用力を高めるために、出資している地方公共団体が融資を行う金融機関と損失補償契約を締結することです。

* 法適用（2表）

地方公営企業法の適用を受ける企業のことを法適用企業と呼びます。法適用企業の経理は企業会計（複式簿記）により行われています。

* 法非適用（2表）

地方公営企業法を適用せず、地方自治法、地方財政法の適用を受ける企業を、法非適用企業と呼びます。法非適用企業の経理は、官庁会計（単式簿記）により行われています。

* 財政力指数（5表）

財政力指数とは、自治体の財政力の強弱を表す指標で、基準財政収入額を標準財政需要額で割って得られた数値の過去3年間の平均値をいいます。財政力が「1」に近いほど財政力が強いと判断できます。

* 実質収支比率（5表）

実質収支比率は、財政の健全性を表す比率で、その算式は、（実質収支＝形式収支－翌年度に繰り越すべき財源）を標準財政規模で割ったものです。市町村の場合は、実質収支比率の赤字比率が20%を超えると、財政赤字団体として地方債の発行などが厳しく制限されることになります。一般には、この実質収支比率は3～5%程度が好ましいとされます。

* 実質公債費比率（5表）

平成18年度から導入された指標であり、普通会計の公債費だけでなく、公営企業や一部事務組合等の公債費に対する一般会計の負担額も含めた、それぞれの市町村の実質的な公債費負担比率の割合を表しています。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる等の制限が出てきます（市町村課ホームページ「いわての市町村財政の状況（平成18年度決算）」参照）。

* 経常収支比率（5表）

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。町村では70%、市では80%の範囲内が望ましいとされています。

「参考分析例」関連

* 債務負担行為

数年度にわたる建設工事・土地の購入等、翌年度以降の経費支出や債務保証または損失補償のように、債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなど将来の財政支出を約束する行為で、地方自治法の予算の一部を構成します。

* 標準財政規模

自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源を示すもので、標準税収入額等に普通交付税（一本算定）を加算した額です。

* 一般会計

特別会計で処理されるもの以外の全ての自治体の仕事を経理するための会計です（各会計区分は次頁「地方公共団体の会計イメージ」参照）。

* 特別会計

そのサービスの提供から得られる料金などの対価によって支出を賄う場合、一般会計とは別に経理するもの（水道・下水道・病院などの地方公営企業と呼ばれる自治体が経営する企業は全て特別会計で処理されています）。

* 普通会計

公営事業会計以外の全ての会計を総合して一つの会計としてまとめたものです。

* 公営事業会計

公営企業会計、その他の公営企業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療会計、介護保険事業会計等の総称です。

* 地方公営企業

地方公共団体が経営する企業であり、一個の自立した経営体として、水道、病院などの企業活動を行っており、利用者の負担する料金によって賄う「独立採算性」を原則としています（岩手県市町村課ホームページ「いわての市町村地方公営企業決算の状況」参照）。

* 一部事務組合

県や市町村が、その事務の一部を共同で処理するためには設ける団体をいいます。

* 第三セクター

国や地方公共団体の公共部門（第一セクター）と民間部門（第二セクター）との共同出資で設立された事業主体を指します。農林水産関係や観光・レジャー関係等があります。

地方公共団体の会計区分のイメージ

普通会計（表1）

一般会計

特別会計（公営事業会計を除く）

公営事業会計（表2）

○ 国民健康保険事業、介護保険事業 等

公営企業会計

○地財法上の公営企業かつ
地公企法の非適用事業
・地公企法非適用の下水道事業、観光施設事業、
港湾整備事業、宅地造成事業 等

地方公営企業法

○地公企法の任意適用事業
・地公企法適用の下水道事業等
○地公企法の一部適用事業
・病院事業
○地公法の当然適用事業
・水道事業、交通事業など7事業

一部事務組合（表4）、第三セクター等（表4）

○一部事務組合、広域連合
○地方独立行政法人
○地方三公社（土地開発公社）
○第三セクター

※この資料は、岩手県市町村課が作成し、県政記者クラブに提供したものです。

平成19年9月7日

県政記者クラブ各位

岩手県内市町村の実質公債費比率について

総務省が、9月7日（金）に平成19年度実質公債費比率（市区町村分）の都道府県別分布状況（速報）を公表しましたが、県内市町村ごとの実質公債費比率は、別紙の通りです。

記

1 地方債の発行に当たって知事の許可が必要とされる実質公債費比率18%以上の団体

⇒15団体（昨年度11団体）

- 新たに4団体（花巻市、遠野市、陸前高田市、八幡平市）が許可団体へ
- 比率の改善した団体8団体、悪化した団体27団体

2 実質公債費比率の県内市町村の平均⇒17.8%（昨年度17.1%）

- 「H19年度実質公債費比率」の算定基礎となる過去3カ年の単年度比率は改善傾向
 $H16 = 18.1\% , H17 = 17.7\% , H18 = 17.4\% \Rightarrow 3\text{カ年平均 } 17.8\%$

～実質公債費比率とは～

○ 標準的な一般財源の規模（標準財政規模）に対する公債費相当額の割合を示す指標。
 地方債発行に係る「許可制度」から「協議制度」への移行（平成18年度）に伴い、
 連結決算の考え方方が新たに導入され、公営事業会計や一部事務組合等が支払う元利償還金等への一般会計からの繰出金等も含めて算定される。

- 25%以上 ⇒・地方債の発行が一部制限。⇒本県市町村該当なし
 （本県市町村は、H17年度起債制限比率が20%未満であることから、
 当該制限を受けない。）
- 18%以上 ⇒・知事の「許可」が必要（18%未満は知事の「同意」）
 •市町村には「公債費負担適正化計画」の策定が義務付け。
 •知事は、計画内容や実施状況に応じて地方債の発行を許可

【実質公債費比率の算定式】～地方財政法第5条の4第1項第2号

$$(A + B) - (C + D)$$

$$E - D$$

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの

C：元利償還金等に充てられる特定財源

D：普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金

E：標準財政規模（＝標準税収入額等+普通交付税の額）

県内市町村の実質公債費比率(平成19年11月2日更新)
 (実質公債費比率が高い順)
 (前年度比が高い順)

市町村名	実質公債費比率		
	H18	H19	前年比(H19-H18)
藤沢町	25.9%	25.5%	△ 0.4
普代村	23.6%	23.1%	△ 0.5
紫波町	20.3%	23.0%	2.7
平泉町	20.7%	22.2%	1.5
矢巾町	20.0%	20.3%	0.3
西和賀町	18.5%	20.3%	1.8
奥州市	19.2%	20.0%	0.8
九戸村	18.7%	19.6%	0.9
金ヶ崎町	19.7%	19.4%	△ 0.3
野田村	18.9%	19.1%	0.2
花巻市	17.7%	19.0%	1.3
遠野市	17.8%	18.7%	0.9
陸前高田市	17.4%	18.6%	1.2
八幡平市	17.9%	18.5%	0.6
雫石町	18.7%	18.2%	△ 0.5
久慈市	17.2%	17.8%	0.6
盛岡市	17.3%	17.7%	0.4
宮古市	17.1%	17.7%	0.6
葛巻町	17.4%	17.7%	0.3
岩手町	14.8%	17.7%	2.9
川井村	16.5%	17.6%	1.1
九戸村	18.7%	19.6%	0.9
遠野市	17.8%	18.7%	0.9
釜石市	14.2%	15.1%	0.9
二戸市	13.5%	14.4%	0.9
軽米町	12.2%	13.1%	0.9
奥州市	19.2%	20.0%	0.8
宮古市	17.1%	17.7%	0.6
久慈市	17.2%	17.8%	0.6
八幡平市	17.9%	18.5%	0.6
洋野町	15.3%	15.9%	0.6
大槌町	15.3%	15.8%	0.5
盛岡市	17.3%	17.7%	0.4
田野畠村	13.5%	13.9%	0.4
矢巾町	20.0%	20.3%	0.3
葛巻町	17.4%	17.7%	0.3
野田村	18.9%	19.1%	0.2
大船渡市	15.6%	15.6%	0.0
一関市	17.3%	17.2%	△ 0.1
洋野町	15.3%	15.9%	0.6
大槌町	15.3%	15.8%	0.5
大船渡市	15.6%	15.6%	0.0
釜石市	14.2%	15.1%	0.9
住田町	12.5%	15.0%	2.5
岩泉町	15.1%	15.0%	△ 0.1
二戸市	13.5%	14.4%	0.9
田野畠村	13.5%	13.9%	0.4
一戸町	14.6%	13.9%	△ 0.7
軽米町	12.2%	13.1%	0.9
滝沢村	10.2%	11.5%	1.3

県平均	17.1%	17.8%	0.7
-----	-------	-------	-----

合併	17.0%	17.7%	0.7
非合併	17.1%	17.8%	0.7

市町村名	実質公債費比率		
	H18	H19	前年比(H19-H18)
岩手町	14.8%	17.7%	2.9
紫波町	20.3%	23.0%	2.7
住田町	12.5%	15.0%	2.5
西和賀町	18.5%	20.3%	1.8
北上市	15.8%	17.5%	1.7
平泉町	20.7%	22.2%	1.5
花巻市	17.7%	19.0%	1.3
滝沢村	10.2%	11.5%	1.3
陸前高田市	17.4%	18.6%	1.2
川井村	16.5%	17.6%	1.1
九戸村	18.7%	19.6%	0.9
遠野市	17.8%	18.7%	0.9
釜石市	14.2%	15.1%	0.9
二戸市	13.5%	14.4%	0.9
軽米町	12.2%	13.1%	0.9
奥州市	19.2%	20.0%	0.8
宮古市	17.1%	17.7%	0.6
久慈市	17.2%	17.8%	0.6
八幡平市	17.9%	18.5%	0.6
洋野町	15.3%	15.9%	0.6
大槌町	15.3%	15.8%	0.5
盛岡市	17.3%	17.7%	0.4
田野畠村	13.5%	13.9%	0.4
矢巾町	20.0%	20.3%	0.3
葛巻町	17.4%	17.7%	0.3
野田村	18.9%	19.1%	0.2
大船渡市	15.6%	15.6%	0.0
一戸市	17.3%	17.2%	△ 0.1
岩泉町	15.1%	15.0%	△ 0.1
金ヶ崎町	19.7%	19.4%	△ 0.3
藤沢町	25.9%	25.5%	△ 0.4
普代村	23.6%	23.1%	△ 0.5
山田町	17.8%	17.3%	△ 0.5
雫石町	18.7%	18.2%	△ 0.5
一戸町	14.6%	13.9%	△ 0.7

県平均	17.1%	17.8%	0.7
-----	-------	-------	-----

※県平均は単純平均である。

※数値は、過去3カ年平均である。 H18 ⇒ H15～H17 H19 ⇒ H16～H18